

No. 4

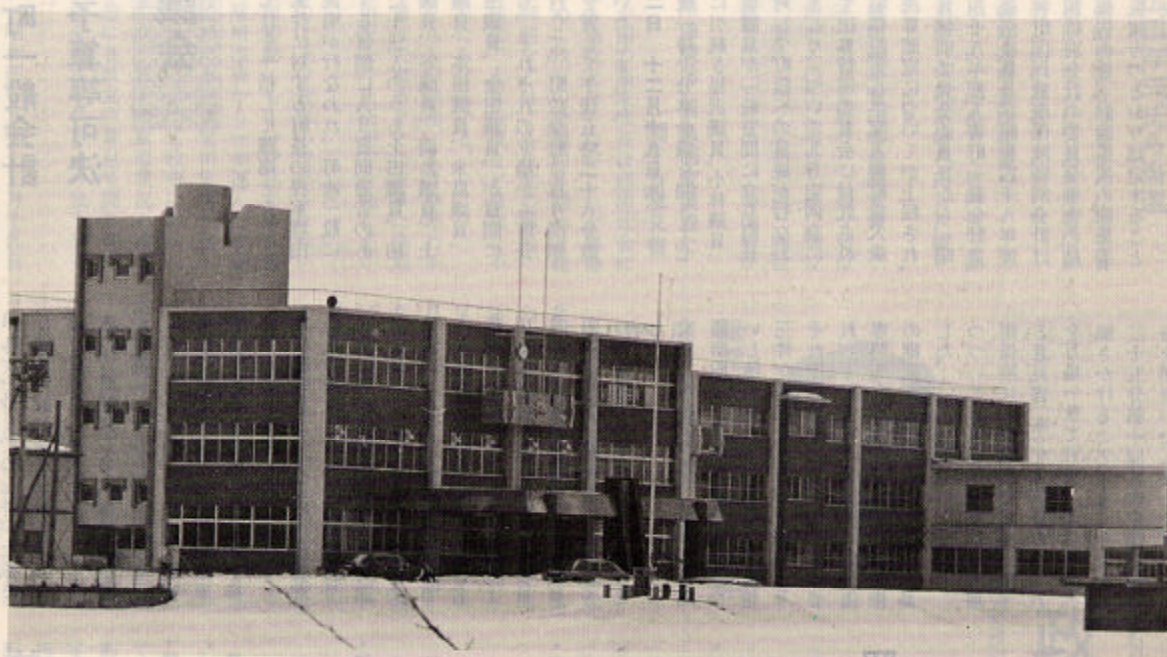
発行者

富山県入善町議会

TEL 0765-72-1100

発行 入善町議会議長 長島啓太郎  
編集 入善町議会だより編集委員会  
印刷 池原印刷所

# 入善町 議会だより



## 入善町立西中学校完成

昭和49年12月末竣工を目標に、建設が進められていた入善町立西中学校が完成いたしました。同校は飯野、黒東、上青の三校（生徒数 634名）が統合されたもので、教育面の充実をはかるために、総額5億1666万8千円をもって、鉄筋コンクリート3階建、敷地面積4万8000平方メートル、建築延面積7755平方メートル、普通教室18、特別教室18（理科室、美術室、音楽室、図書室、礼法室外）、職員室、給食室等が設置されます。

### 議会日誌

▼11月

1日 決算特別委員会  
5日 福井県坂井郡坂井町議会議員一行視察来町

8日 決算特別委員会  
11日 下新川郡町議会議長会臨時総会  
(於宇奈月)

12日 愛知県稲沢市議会議員一行視察来町

15日 決算特別委員会  
自20日 県外行政視察  
至22日 (愛知県稲沢市)  
25日 議会だより編集委員会

27日 第十八回町村民会議議長全国大会  
(於日本武道館)

▼12月

3日 決算特別委員会  
5日 議会運営委員会  
14日 議員全員協議会  
自17日  
至19日 第十回入善町議会定例会



# 昭和四十九年度入善町一般会計

## 補正予算等可決

### 十二月定例議会



提案理由説明

の七件を一括して議題となし上程案件に対する町長の提案理由の説明が行なわれ、町政一般に対する質問に入り質問通告のあった十三人のうち上田議員、柏原議員、谷議員、岡島議員、上島議員、本田議員、米島議員、嶋田議員、金田議員、が質問に立ち、それぞれの立場から町長に對して、町政全般に亘り問題を質して午後五時二十八分散会いたしました。

#### ・第二日 十二月十九日(木)

午後一時十分本会議を開き十七日に引続き福沢議員、小林議員、岩場議員が一般質問に立ち町長に對して町政への質疑が行なわれました。ついで九月定例会に於て決算特別委員会に付託された昭和四十八年度入善町歳入歳出決算認定についてが上程され、決算特別委員会委員長から、昭和四十八年度入善町一般会計歳入歳出決算及び昭和四十八年度入善町国民健康保険特別会計ほか四特別会計の委員会審査の結果報告の後、討論採択の結果委員長長報告のとおり認定することに決しました。

・第一日 十二月十七日(火)  
午後一時十一分本会議を開き、議事に先だち第九回臨時会以降における議会に関する行事等について議長から諸般の報告がありました。

このあと会議録署名議員に十六番浜田幸晴議員十七番嶋田久之議員を指名、この定例会の会期は十二月十七日から十九日まで三日間と定められました。

次いで報告案件一件が上程され了承されました。次に議案第八十五号から議案第九十一号まで

次に議案第八十五号ないし議案第九十一号までの七件が上程され質疑討論の結果何れも原案の通り可決されました。

次いで諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程、町長より提案理由の説明があり即決の結果原案通り小森直孝氏(舟見)を推薦することに決しました。

次に選挙第二号入善町選挙管理委員の選挙について選挙第三号入善町選挙管理委員補充員の選挙についてが上程され、選挙の方法については地方自治法第一百八条第二項の規定により指名推薦により行うこととし議長よりそれぞれ入善町選挙管理委員四人入善町選挙管理委員補充員四人を指名、補充員には順位をつけ当選人とすることに決しました。

次いで諮問第三十二号ないし諮問第四十一号及び陳情第七号ないし陳情第九号の諮問十件陳情三件が議題とされ紹介議員よりそれぞれ諮問主旨の説明がなされ、これを常任委員会に付託し専門的な審査をするため閉会中の継続審査とすることに決しました。

つづいて議員提出議案第四号雇用保険法の緊急制定実現に関する意見書(案)が上程され、これを方場一致で可決、関係機関へ働きかけることになり午後四時二十五分第十回入善町議会定例会を閉会いたしました。

# 第10回定例議会(自十二月十七日 至十二月十九日)に

## 上程審議された議案

・議案第八十五号昭和四十九年度入善町一般会計補正予算(第三号)

数量 二三、九五〇平方メートル  
取得目的 分譲宅地造成用地  
取得価格 六三、八三三千元

追加一億二、七六〇千円  
現計予算額二億二、七、八六〇千円とした

・議案第八十九号入善町の職員給与に關する条例の一部改正について

・議案第八十六号昭和四十九年度入善町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

・議案第九十号入善町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に關する条例制定について

追加八、〇八五千円  
現計予算額四億九、三七〇千円とした

・議案第九十一号入善町都市公園条例の一部改正について

・議案第八十七号昭和四十九年度入善町武村福祉会館特別会計補正予算(第一号)

追加工、七四二千円  
現計予算額一三、二〇二千円

・議案第八十八号土地取得について

名称 入善東公園  
設置区域 入善町入膳を加えるもの

土地の所在地 入善町青島地内

・議案第八十二号昭和四十八年度入善町歳入歳出決算認定について

1 一般会計歳入歳出決算  
2 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

3 簡易水道特別会計歳入歳出決算  
4 武村福祉会館特別会計歳入歳出決算  
5 土地取得特別会計歳入歳出決算

## 昭和四十八年度入善町歳入歳出決算認定される

- 1 一般会計歳入歳出決算
- 2 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 4 武村福祉会館特別会計歳入歳出決算
- 5 土地取得特別会計歳入歳出決算



6分譲宅地特別会計歳入歳出決算

以上の六つの決算については、決算特別委員会委員長の審査報告の通り認定されました。

（その他の案件）

- ・報告第八号寄附採納について 件数 十六件
- ・現金換算 二、四八七千円
- ・諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- ・選挙第二号入善町選挙管理委員の選挙について
- ・選挙第三号入善町選挙管理委員補充員の選挙について
- ・議員提出議案第四号雇用保険法緊急制定実現に関する意見書 万満一致で可決関係機関へ要請いたしました。

（継続審査となった案件）

- ・請願第三十二号ないし請願第四十一号庄助川支線改修に関する請願ほか九件
- ・陳情第七号ないし陳情第九号高島地内町道舗装に関する陳情ほか二件

人権擁護委員に

小森直孝氏（舟見）

を推薦

広田与三氏ら当選

入善町選挙管理委員及び補充員の選挙が行なわれ、指名推薦により次の八氏が当選されました。

- 入善町選挙管理委員
- 広田与三氏（高島） 竹内慎一郎氏（入膳） 柏原保一氏（八幡） 内島弘之氏（舟見）
- 入善町選挙管理委員補充員
- 高森正一氏（上野） 第一順位
- 若島助右エ門氏（福島） 第二順位
- 坂東 賢氏（田ノ又） 第三順位
- 金森源五氏（下山） 第四順位

「雇用保険法」緊急制定実現に 関する意見書

わが国の高度成長は経済社会に過熱と混乱を招いたがこれが鎮静のため、政府の金融引き締めと総需要抑制などは、各企業の倒産、大巾減産、人員整理など深刻な不況をもたらしている。

これら大巾減産、人員整理の不況対策は労働者とその家族に深刻な雇用不安や生活不安を来している。

このような最悪の情勢下において雇用変動にも十分対処できる量的な雇用改善から一歩進んだ質量的な完全雇用実現が強く要請される。よって政府におかれましては、現下の雇用状況を踏まえ早急に各政党の意見を聞き雇用保険法を制定されるよう強く要望する。

昭和四十九年十二月十九日 入善町議会

町政一般質問



上田議員

総需要抑制に伴う新年度予算の見直しはどうか

総需要抑制策のため、投資的事業経費が非常に圧迫をうけ、県の依存財源の減額は免れない。当局はこの事態をどう対処するのか、又財源の確保はどうするのか。一月以降の全貌と予算編成の見直しを聞きたい。次にインフレの危機にたつ中小企業を救済する手段の考えはあるのか。次に各地区住民との懇談会が実施され当局の姿勢を高く評価する。住民の要望を充分考慮され、声の反映に期待するが当局の考えを聞きたい。



柏原議員

農政施策の

方針をしめせ

日本の農政事情は一大転機に來ている。食糧自給の政策が必要であり農政施策に農民が不審を抱いている。米の場合も質か量か生産指導ははっきりしていない。わが町のうまい米作りの位置づけ、又労働力の配分、機械化貧乏、地力

すが、健全財政の原則の中で緊急性と効率を検討し総合計画等を勘案しながら予算編成したい。試算中だが約二七億と見ている。金融引締と人件費の引き上げにより中小企業及び商工業者の大変苦しい立場は理解しており金融その他関係等については強く、県に緩和を申し入れて行きたい。地区懇談会の成果を謙虚にうけ今後共話合いの場をもって事業計画をおし推めたい。

の低下及び畜産振興と価格安定等総合農政をどのように進めるのか当局の方針を聞きたい。尚農業後継者の育成をどうするのか考えを聞きたい。

町長 農政の方向はなんと云っても米の生産が基礎であり特産農家の振興に問題があるが対策を構したい。又農業後継者の養成に力を入れたい。米の生産は安定多収良質米を基本としたい。地方の増強は粟の還元と家畜糞尿の投入を指導したい。価格補償については牛肉以外は安定した流通機構に合った利子補給を県と話合っていきたい。

農政課長 今一歩突込んでこれからの米需要に対処できるような多収品種の作付をふやしたい。「はつかおり」の作付今年は四十



田圃風景



五へクタイトル来年は二七〇へク  
タイトルに伸したい。農地の効果  
的利用の計画は農業振興地域整  
備計画に基づき、各地区の特殊  
性を勘案しながら振興施策をや  
っており、これを進めたい。



谷 議員

### 保育所運営協議会を つくれ

最近の社会情勢下における幼児  
教育を真剣に考えねばならない。  
健康で明るい幼児を保育するため  
保育所の充実と職員の高質の向上  
をはかり運営管理の再検討すべ  
きであり、この検討すべき協議会を  
発足してはどうかと思うが町長  
のご意見をお聞きしたい。次に小  
中学校生徒の健康状態について実  
態調査したことがあるか。あれば  
聞かせてもらいたい。

町長 国の指定する基準に基づい  
て保育所の運営にあたっては、  
問題は保育所よりも施設に苦慮し  
ている。定数オーバーの保育所  
六ヶ所、野中保育所の改築は是  
非したい。保育所協議会発足に  
は私も同感であり期待したい。

### 教育長 実態調査はしておりませ ん。しかし各学校において調査 しており、資料等は後日提出し ます。県平均からすると身長、 体重は上位である。健康管理に ついては今後学校教育、社会教 育、家庭教育の促進をはかりた いと思う。



岡島 議員

### 入善漁港の 閉塞対策を図れ

西中学校冬期間生徒の通学対策  
に伴うスクールバス及び地鉄バス

等の利用等について当局の考えを  
聞きたい。次に保育所の修繕と保  
母の員数が不足しているところもあ  
るがその対策を聞きたい。次に入  
善漁港の閉塞対策と庄助川の漁港  
内取入計画はないか。

町長 冬期間通学は心配している。  
地鉄バスとは交渉中である。地  
鉄も企業であり採算がとれない  
場合、別の方法を考える。通学  
路の制限もあり運賃の補助等も  
考えている。しかし冬期間以外  
は原則として自転車通学をして  
もらい、ヘルメット等の着用を  
させる。次に定数オーバーの保  
育所は六ヶ所あり、アレハアの  
建増しでなんとかやってみよう  
という。老朽した保育所に苦慮して  
いる。しかし野中保育所だけは  
是非改築したい。次に漁港閉塞  
については当分竣済費の予算は



本田 議員

### 分譲宅地造成の 計画を問う

当番医について医師会より報酬  
の要求があったと聞くがこの点町  
長の所信を聞きたい。亦近隣の市  
町と医師会の関係もありどのよう



渋滞する市街道路

に対処するのか。次に分譲宅地造  
成事業は高く評価する。今後も事  
業を続ける考えはあるのか。尚新  
上野外、分譲地の新築状況はどう

充分見であり、出入港の安全策  
を構いたい。防砂堤が出来れば  
効果があると見て期待している。  
次に庄助川の漁港取入にメリッ  
トもあるが、土砂が溜るデメリ  
ットもあり水産庁の指導を待つ  
ている。



上島 議員

### 広域圏火葬場の 建設を促進せよ

地鉄バス等の利用について折衝  
中とのことだが営利を目的とする  
企業であり一段の折衝に努力して

もらいたい。次に来年度は体育館  
の建設であるが通学用自転車の置  
場はどのようにするのか聞きたい。  
次に広域圏火葬場の建設負担金が  
毎年予算化されながら未執行にな  
っている。果して何時建設される  
のかその見直しをお聞かせ願いた  
い。各段の努力を強く要望する。

町長 地鉄も企業であり勿論努力  
はするが、ケースバイ、ケース  
でやりたい。何んとか冬期間は  
車でやりたい。今後父兄の皆さ  
んと話し合いしたいと考えている。  
次に自転車置場については、体  
育館の下を自転車置場に設計さ  
れている。当分の間旧校舎等を  
利用する。次に火葬場について  
は来年度は是非建設したい。そ  
して謙虚に近隣の部落へお願い  
に行くつもりであり暫らく朝日  
町の推移を見ていただきたい。

なのか。次に都市計画事業の将来  
の見直しをお聞かせ願いたい。

町長 医師会の善意と自主的な申  
し入れにより医師会に感謝して  
おり医師会からの要求はまった  
くありません。仄聞によれば魚  
津、黒部市は医師会との話が  
新聞にでていた。町もなんとか  
しなければならぬと思ってい  
た矢先医師会の皆さんと話を  
行ない意見の一致を見た今後共  
も自主的な意志による当番医を  
続けることに、感謝してい  
る。次に宅地造成は続けたい。

用地買収がむづかしいが努力す  
る。次に都市計画事業について  
は抑制に苦慮しており、当初よ  
り用途地域については決定する  
とき農道法に基づき規模の大き  
いものと考えていたが圃場整備  
事業が完了しているが農林省で  
は許可がとりつけませんので当  
初の規模より小さくなった。い  
づれ都市計画の見直しもあるか  
と思うのでその時考えていき  
たい。駅前通りの交通渋滞を解決  
したい。さりとて物件、補償に  
及ぼす影響は大きい暫らく待つ  
てほしい。



### 福祉事業の

#### 委託料を増額せよ



米島議員

物価高に伴い新年度予算において敬老会を含む福祉事業の委託料を増額する考えはないか。次に西入善駅前に通勤通学自転車の置場を設置する計画はあるのか。次に小作料は現社会に即応しない。これについて当局の見解はどうか。次に園家地区にも防火用水池を一ヶ所設置してほしいが設置計画に入っているのか。次に黒部中学校完成後舟見中学の生徒数減少による学校基準はどうなるのか。又地元存続の意志をどうするのか。駄足だが西中学開校と新屋地区民との話し合いはどのようになったか聞きたい。

町長 委託料増額については事業の運営を検討し敬老の意味からもなんとかしたいと心がける。次に自転車置場については国鉄と相談し国鉄所有地を利用させてもらうよう努力し建物はなくとも用地だけでも確保したい。次に小作料の標準は十年毎、農業委員会において三年毎改訂するので町長が決定するものであ

りません。次に園家地区に防火用水池はつくりません。次に舟見中学の生徒数の減少により確かに教育内容が心配される。亦地元が存続を希望しているので今後情勢を見ていきたい。次に新屋地区区長会、各種団体と懇談し円満に了解をとっております。



嶋田議員

#### 小中学生の通学路の安全対策は万全か

運動公園も含む町の公園維持管理は万全なのか。既設公園とその維持管理の費用及び方法を示してもらいたい。亦明年度以降の計画があれば聞かせてもらいたい。次に通学路の最も危険な箇所はどこに安全対策をとっているか。西中学に通学する生徒の絶体安全を確保する条件案は出来ているか。次に新和工業福島工場の建設についての法的手段は完了したのか。又下流住民、附近住民との理解と協調を図る話し合いの場を考えているか。又公害委員会をつくる考えはないか。

町長 町が直接管理する公園は運動公園、墓ノ木、青野自然公園



完成した8号線上原横断地下道

それに明年出来るフラワーパークの四ヶ所であります。他の公園については町、部落の皆さんに委託したい。地元住民のご協力を特にお願したい。掃除以外の管理については町が行います。次に通学路については教育委員会等で審査を行い線引きをしております。日本の道路は混合道路であり生活道路でもあり通学路には絶体安全だとは云いきれないが絶体に近い安全策をとりたい。次に新和工業については安全であり農地転用の場合は、県公害課のチェックが必要であり公害の恐れの場合は勿論転用にはなりません。幸い転用の認定については確信を持っております。当然県以上のものでも契約を結びます。又系体や生産内容、敷地等がはっきりと決まれば地元の方々が及び飯野地区の皆さんのご理解を得たい。尚公害委員会については議会の皆さんと相談いたしてきめたい。

#### 教育長 通学路については委員会

に於て一生懸命やっております。具体的報告が出来ないのが残念に思っております。通学の安全対策は万全とは云いきれませんが交通安全の指導面から、学校での交通指導特に低学年についてはPTA、学校等の指導を強めた。統合中学の場合は道路舗装標識、安全柵の設置を要望しており、次回の議会でご報告します。

#### 再質問 明解なる答弁に期待し、

予算編成時でもあり特定財源つまり国庫支出金と云うひもつき財源でなく国が出すべき金がある。くまでも地方交付税で交付され町長が議会の意志をくんで自由に金を投資出来るよう、今後あらゆる機会に固に強く要望されたい。



金田議員

#### 地力増強運動を

#### 推進せよ

日本版マスキー法が国会で論議されている。県下の農業用機械に関連することから、当然実施まぎわに混乱しないよう対策が必要である。又レギュラーガソリンの無鉛化を五十二年四月をメドに完全

無鉛の方針を表明している。これらの規制が実現すればエンジンの構造改造に資金がいる。これらに助成策などの考えを聞きたい。本県の稲作の予想収量は一〇アール当たり四百七十九キロで、気象条件が同じの新潟、石川、福井などより収量ははるかに少ない。今少し地力増強運動を実施し反収の増加に導く考えはないか。

町長 公害防止の為に排気ガスの規制が昭和五十二年二月と聞いている。実施に伴う影響をうける農機具は、田植機、防除機、コンバイン等で改善の経費は膨大であり、町で補助を出す考えはない。農機具までの規制対照は不明であるので今後の推移を見ながら対処したい。土地の生産力増大は地力の増強が必須条件であるため、家畜糞尿の施用、ケイサン多用、薬の還元等が肝要であり、これ等に関連した事業を積極的に推進し、指導をしていきたい。



福沢議員

#### 北陸新幹線実施計画の展望にたつて町長の見解を問う

総需要抑制、インフレ、人動による人件費の増大等厳しい中で、



本年度収支の見通しはどうか、不況の中で本年度予算執行による決算見込額と健全財政の見通しはどうか。次に北陸新幹線実施計画発表に伴い町としての受入れ対策と魚津、黒部の停車誘致合戦及び県議会における知事の見解に対する町長の考えを問う。次に入善駅旧日通荷扱場跡を駐車場として一般解放実施予定と聞いたが実現の見通しはどうか聞きたい。

町長 四十九年度の一般財源の現状では、十二月までに二四億二、七八六万で三月には四、〇〇〇万程度の補正になるのではないかと考えている。今日現在の四十九年度の決算は二四億六、〇〇〇万程度になると見込んでいます。単年度決算としては決して赤字ではない。次に入善駅旧日通荷扱場の開放については、国鉄と荷物取扱い廃止に伴う話合の際開放する条件をとっていたが国鉄の態度がはっきりしないので非常に苦慮している。早急に国鉄の了解を取りつきたい。尚通勤者の皆さんには西駐車場が完成したのでこれを当分利用してもらいたい。次に北陸新幹線については協議会もあり私も協議会に入っておりますが、総需抑制でまた一年間延長した今の情勢に加えましてまだどの地点でトンネルに入るのか又出口がどこかこれが難しい。又ルーが決定した時点で当然公害をなくす方法をとらねばならない。

停車駅についてはスピードとブレーキの技術的な問題がありむつかしい。一駅返上すると云うのはあくまで知事の立場の発言であり、これが事実なら世論は許さない。



小林 議員

### 保健指導と国保高額赤字の原因を究明せよ

四十八年度の国保が県下唯一の高額赤字団体となっている。四十九年度の見込で十月の補正までに一、七〇〇万一般会計からだしており保険税の決算見込一億九、七〇〇万見込でいる。四、五〇〇万の赤字に期待するのは特別調整交付金で三、〇〇〇万、医療費会計特別補助金一、〇〇〇万、町から五〇〇万、町の持出しは先の一、七〇〇万とで二、二〇〇万となり町から一、二〇〇万、国から三、〇〇〇万で五十年度はなんとか赤字を解消したい。

農政課長 農家の米作りに対する考えは非常に変わって来た。質よりも、量よりも作業のしやすいもの、作りやすいものに選択されている現在の米の流通制度は

れる町と農協との話し合いはどんなっているのか聞きたい。

町長 確かに受診率が高い。受診者側も医師側にも常識を持ってもらいたい。町民の皆さんは勤めて働かざるを得ないので病気にいかに。現在十月分までの医療費の費用額は五、六〇〇万、うち老人医療費は三分の一でございませう。国保支払が四、一二〇万、内訳医療給付費三、八〇〇万、医療費が一六〇万であり約四、五〇〇万の赤字が予想されるが国保の税率を一昨年増力押さずきたと思う。この解決のため、

特別交付金ばかりに依存できず、四十九年度の見込で十月の補正までに一、七〇〇万一般会計からだしており保険税の決算見込一億九、七〇〇万見込でいる。四、五〇〇万の赤字に期待するのは特別調整交付金で三、〇〇〇万、医療費会計特別補助金一、〇〇〇万、町から五〇〇万、町の持出しは先の一、七〇〇万とで二、二〇〇万となり町から一、二〇〇万、国から三、〇〇〇万で五十年度はなんとか赤字を解消したい。

政府米、自主流通米に別れており、本県の場合自主流通米は四六、三％流通米の割合が問題である。選択権はまだまだ消費者側にあり今後には予想される食糧情勢を考慮すれば良質米の生産とあわせ増産体制を転換すると思つて、四五ヘクタールの「はつかおり」の作付を見たが来年は二七〇ヘクタールまでに伸ばし、増産体制を考えている。

再質問 赤字を特別交付金でなんとかすると町長は云っているが去年は二、七〇〇万を見ていたが、ほとんど入らなかつた。今年の見込はどうか。



岩場 議員

### 硬直化から脱却する

#### 町行政を考えよ

四十九年度の子算を見た場合、特定財源の割合が一般財源に近づき、一方一般財源中に占める義務的経費及び公共施設が多くなればなるほど、又福祉行政が進めば進むほど増加する経常的経費の割合は、一般的財源に占める割合が増大しても少なくなることはないと思される。

この現象は財政の硬直化をもたらします。公共サービスを中心とし

財政課長 特別交付金制度があったがルールは普通地方交付税の中の特別交付税の意義においての採算権のない助成交付金で実態に矛盾している点があり県の保険課を通じて国に申し要望しており、助役が出向いて好結果を見ている。今後共にこれに努力したい。



た機能を不可能にする地方自治こそ自由があると云われるが、公選された町長は財政的な支配の中で行われる。硬直化から脱却する道は補助金を交付金に変えることである。他の一つは国税三税の地方交付税への割合三二％を引き上げと、次に超過負担の完全解消、勿論補助事業は否定しない。国、県の事業で町のためになるものならどしどし持って来るべきである。

財政の安定化の為に要望し続けることを前提に立つた場合に財政の硬直化の現象から脱却をはかるための自主財源をどこに求めようと考えているのか。その施策は何か所信を伺いたい。次にしようへのまの遺跡に国、県の援助により、庄園の復元と資料館の考えはないか。又これらの資源は記念植樹等



によつてはどうか。次に市街地内の区制については特に行政面での考えを聞きたい。又区の再編成をすることを聞きたい。

町長 今年度決算は三月の最終補正に於て約二十六億円以内と見込んでいる。総需要抑制とインフレ、人件費増等財政運用に苦しいが何んとかやうて行けると思う。来年度予算については三木内閣の成立でやや明るさが見えてきたが、総需要の抑制は当分続くものと見ている。国民総生産はマイナス成長と云われており、町の子算編成に於ても苦慮するところであり、あらゆる経費を節減し勿論住民サービスは低下させることなく健全財政を基本とした積極行政を堅持して行く方針である。尚予算規模は約二十七億程度と考へている。次に「じょうへのま」遺跡保存については歴史的に見て貴重な文化財であり、国の指定もうけているのでこれを大切に保存したい。遺跡公園としての計画があり今後これが実現に努力したい。又成人者に記念樹を植えてもらうのはアイデアとして賛成であるが実際の面でどう行つか研究の余地がある。次に市街地の再編成については種々論議のあるところであり、それぞれ歴史的な成り立ちと固有の財産等を所有している場合もあるので地区住民の総意の赴くところによつて定めた。

### 昭和四十八年度入善町歳入歳出決算認定に当り決算特別委員会に於て指摘のあつた主な点は次の通り

#### (一) 一般会計歳入歳出決算

##### ◆ 一般的事項

1 各団体に相当額の補助金が出ているが、ただ補助金を出しただけで育成指導が欠けているものも見受けられるので、補助金の使途を見極められるよう留意されたい。

2 工事入札について業者を指名する場合公平と誤解を招かぬため指名委員会をつくり業者の選定に当らねたい。

3 数年來に亘つて沢山の施設が出来上りましたがその利用方法についての研究、及び財産管理面に於て隣接との土地境界線の不明瞭なものもあるので留意されたい。

4 全般を通じ町長以下全職員が町発展のための施策を遂行し、各部門に可成りの成果が認められますが、次に述べます事項を助成のうえ今後真剣に検討を加え、速やかな措置を講ぜられるとともに、最少の経費で最大の効果を得るよう努力されんことを望みます。

##### ◆ 歳入について

1 町民税は町民の汗の結晶であり、公平適正が大前提であり、必須要件とされるのであります。内容に於ては本業所得及び副業所得の把握につとめ、公正課税に努力されているが、課税所得を完全に把握するとともに給与、営業、農業、副業所得の均衡を図るため一層の努力をされたい。

2 固定資産税については家屋の評価等は自治省示達の基準に則り、なお県の示す指し額を加味され、市町村間の均衡を図つておられることは了と致しますが、土地の評価に関しては市街地、市街地周辺、国道八号線近辺、村落と条件が著しく異なり部分的には飛躍的な地価高騰の所もあるため課税価格の算出には一段と公正を期せられたい。

3 償却資産については課税標準額が三十億となつておりますが、各工場の近代化設備、各業者の機械化等非常に煩雑なものがあつたわけで速やかに実態調査をする必要があると思われ。

4 電気ガス税は大会社である北陸電力の特別徴収に委ねられておりますがこの特別徴収に対し、県や各市町村と共同で調査する機会をつくるのが望ましいと思われ。

5 分担金及負担金、使用料及び手数料については正確に把握され、過大見積りにならないよう注意されたい。

6 歳入を自主財源と依存財源を比較すると自主財源は三五・一パーセントと低く、いわゆる三割自治体の貧困感が痛感されます。これを一般財源と特定財源におき替えて見ると一般財源が五七・八パーセント、特定財源が四二・二パーセントとなりますが、その一般財源の中で地方交付税が二六・八パーセントを占め町税の二一・五パーセントを上回つていふ点を見ても財源の乏しい町であることが判ります。随つて地方交付税に於て普通交付税は一定の算式によつて交付されるので努力の余地はないと思われ、但し特別交付税は過去の政治的努力が認められますので今後一層の働きかけを願います。

以上健全財政の原則に則り先づ適正な歳入の確保に努力され、職員をして研修を重ね、その執行に於て益々町民の信頼を得られるよう期待いたします。

#### ◆ 歳出について

##### 1 民生費関係

(イ) 多数の寝たきり老人が不自由な日々を送つて居られるので老人

家庭奉仕員の増員を図られたい。  
(ロ) 町内の数企業に於て託児所が開設され非常に喜ばれて居り、未だ企業内託児所の開設を望む声が多いので育成指導と補助等を検討されたい。

##### 2 衛生費関係

(イ) 入善火葬場がなくなり舟見火葬場を使用している現状で町民が不自由をしております。広城圏で朝日町と共同火葬場を計画しておられるとのことですが当町も積極的に働きかけて早急に建設が実現されるよう努力されたい。

(ロ) 不燃焼物収集の件ですが積雪多量のためストッパし、そのため町民が迷惑することを考え冬期間も収集出来るよう万全を期せられたい。

(ハ) 健康センター、保健婦ステーションは予想外に機能を発揮し好評を博しているが今後一層町民の期待に応えられたい。

3 農林水産業関係  
(イ) 町産業の基幹である農業で一番困つているのは農業後継者の不足だと思われ。特に若年男子の不足は益々深刻なものとなつてきているので農業後継者育成対策事業に補助金を出すのみでなく、町が積極的に研修や実習の制度を検討し育成指導を図られたい。  
(ロ) 各種団体に補助金が出ているが前年度実績による割合で補助金を出すやり方でなく実効力のある団体に重点を置く方策を検討



されたい。

補助事業による導入機械はトラクタ一八十台を初めとして多数の機械が導入されましたが、各地区の構造改善事業の進捗の状況を把握し各種機械の過不足を勘案し、効率を上げるよう努力を望みます。

(二)他産業に比べ全国的に農業政策が遅れていると言われます。本町は農業基幹都市であるので、一環した農業政策を確立し方針を打ち出していただきたい。

(三)入善漁港は当局の熱意に依り当初計画より事業が進展し規模も大型化したことは喜ばしい。ただ地形上土砂の流入が激しく、漁船の出入が不能になることが懸念されるので研究の程を願いたい。

4 商工費関係

(四)大半が補助金関係であるが、これらの強力な育成指導が望まれる。特に物価の上昇、人件費高、受注減による営業不振に悩む中小企業者に対し緊急融資制度等の方策を検討されたい。

(五)当町は観光資源に乏しいが年次計画を樹てて岡家山、舟見狐平台地等を整備し町民の憩いの場として利用できるよう考慮されたい。

5 土木費関係

(六)道路新設改良の工事費等に未執行分がありますが年度中降雪多量用地買取等困難な問題もあることは了承するも年度内の見通しを確立して工事未執行となら

ならよう図られたい。

(四)運動公園の建設に対する姿勢は高く評価致します。然し広大な面積を有するのでその利用度と雑草地とならないよう維持管理に万全を期せられたい。

6 消防費関係

(四)火災及び災害から町民の財産、生命を守る第一線業務なので新庁舎も完成したことだし、一層署員の教育と自覚を期待します。(四)救急業務については非常に町民の信頼を集めております。今後一層の努力を願います。

7 教育費関係

(四)歳出の二三・四パーセントを占め小、中学校、社会教育、保健体育に成果を挙げています。諸施設が各所に散在しているので管理に万全を期せられたい。

(四)本年は小学校五校に火災報知器が取り付けられましたが、昨今富山県に於ても学校火災が続発した例もあり誠に時宜に適切な措置であると思えます。未設置の学校についても早急に設置されたい。

(四)西中学校の建設に当り文部省の学校建築基準面積及び学校建築費単価が、地域の実情に沿っていないため西中学一校新築するまでに補助対象外(単独分)及び補助対象内の基準単価の差が多額となり一般財源の持出しとなるため、財政に及ぼす影響が非常に大きい。当局に於ては各市町県と共に地域事情に合致した基準面積、基準単価を設定す

るよう団に要望すべきである。

(国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

1歳入に付し歳出が二七、一〇五千円が不足し、翌年度歳入を繰上げて充当していますがこのようないやうな留意された

2老人(七十才以上)医療費の無料化に依つて老人医療費が四十七年(二、三)月を基準とする

3比較的に所得が高く医療費の余りかからない若年労働者が政府管掌健康保険、組合健康保険へ移つて行き、国保にその他の者が残る状態が加入者が減少し、運営が一番苦しい状態となつています。一般会計からの繰入金は一一般会計を圧迫することにもなるので、当面は保険制度の一本化ということを図へ働きかけるべきであると思ひます。

4適切な診療と健康管理の指導は直接国民健康保険税の軽減につながるもので、医師との密接な連絡と保健婦の活動、保健センターを高度に活用し、予防医療に一段と力を入れていただきたい。

議会用語

請願受理権(一)

【請願の意義】

請願とは、国民が国又は地方公共団体の機関に対して、その職務に関する事項について執行、措置の希望を陳述することであり、これは国民の基本的権利の一つである。憲法第一六条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにかんする差別待遇も受けない。」と規定しており、請願権を保障しているが、法律的には希望を陳述するだけの行為であり、機関は、これを受理し誠実に処理しなければならぬとされている。地方公共団体の議会に対する請願については、地方自治法及び、会議規則の定めるところにより処理することになるが、地方自治法は、第一二四条において請願提出の手続きを定め第二二五条において採択した請願の処置について規定し、議会に対する住民の請願権の行使を手続面から保障し、具体的な処理については、当該議会の会議規則によって定められているのが通例である。

【請願権者】

請願は、自然人であっても、法人であっても請願することが出来る。又、当該地方公共団体の区域

内に住所の有無を問わないのである。法人格を有しない青年団、婦人会、商店連合会等権利能力なき社団もその総代名義又は代表者名義により請願することが出来る。

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会その他の執行機関は、本来請願事項を担当する地位にあるものであるから、請願権の本質からして、当該地方公共団体の議会に対して請願することはできない。市町村立学校長は、学校の施設、予算等につき地方公共団体の一機関である学校長としては請願をすることはできないのであるが、一住民の立場において請願権を行使することは差し支えないのである。地方公共団体の議会は、従来は請願権を有すると解釈されていたのであるが、請願権者を自然人と法人に限定するとともに解釈を変更して請願権は有しないとされたのである。

編後集



議会だより第四号をお届けいたします。

暖かいコタツでごゆっくりお読み下さい。一家団らんの話になれば幸いです。

皆さんのご感想お寄せ下さい。